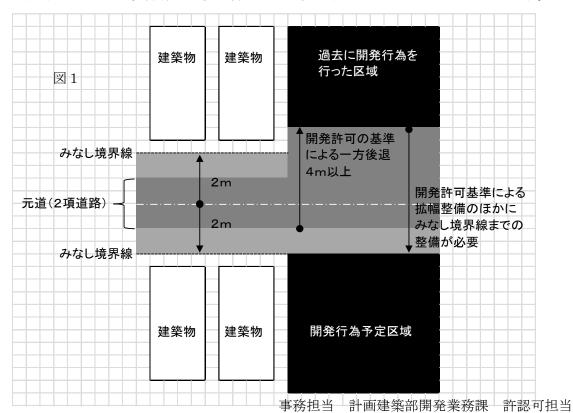
## 建築基準法第42条第2項道路に接する開発行為に係る取扱いについて

建築基準法第42条第2項に規定する道路に面して建築物を建築する場合の道路の後退方法については、平成25年4月1日付けで「建築基準法第42条第2項道路の後退に係る取扱い」(担当は計画建築部建築指導課。)が変更されました。これにより、道路の対面が都市計画法第29条による開発行為によって4m以上に拡幅整備された道路においても、建築物を建築する際はみなし境界線まで後退することが義務となりました。

これらのことから、都市計画法に基づく開発行為を行う場合の道路の後退方法について、上記の取扱いの変更と併せて次のとおり運用していることをお知らせします。

- 1 建築基準法第42条第2項に規定する道路に面して開発行為を行う場合は、都市計画法施行令第 25条第2号又は同条第4号の規定に適合するための拡幅整備のほかに、みなし境界線までの拡幅 整備を開発行為において行うこと(図1)。ただし、平成25年3月31日までに完了公告された 開発行為により、予定する開発行為の許可基準に適合した幅員が確保されている場合は適用しない。
- 2 前項のただし書による場合についても、みなし境界線までの拡幅整備に努めること。
- 3 前2項により拡幅整備した道路部分は、開発行為の工事完了公告後、藤沢市に帰属すること。

※藤沢市「単なる形式的な区画の分割又は統合によって建築物等を建築する行為の取扱いに係る運用 基準」2-(2)-イに定める「当該敷地が接する道路の幅員が4メートル以上」ある場合とは、 当該道路の両側がみなし境界線まで後退済みであり、道路査定がなされたものをいいます。



Tu: 0466-25-1111 (内線 4223)